

## 別記第3号様式 その1

医療法人等の所得金額計算書 (経費配分方式)			法人名	事業年度	業 種	
					①	②
区 分	①	総 額	按分率 ②	内 訳		
				社会保険診療等 ①×② ③	自由診療等 ①-③ ④	
当期利益又は当期欠損の額	1	A	円	B	円 C	円
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		(按分率イ)		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
	損金経理をした納税充当金	4				
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5				
	減価償却の償却超過額	6				
	役員給与の損金不算入額	7		(按分率イ)		
	交際費等の損金不算入額	8				
	通算法人に係る加算額	9				
		10				
	小 計	11				
減 算	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額	14				
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15				
	受贈益の益金不算入額	16				
	適格現物分配に係る益金不算入額	17				
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19				
	通算法人に係る減算額	20				
	小 計	22				
仮 計 (1) + (11) - (22)	23					
寄附金の損金不算入額	24		(按分率イ)			
法人税額から控除される所得税額	25					
	26					
	27					
合 計 (23) + (24) + (25) + (26) + (27)	28					
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	29					
	30					
	31					
差 引 計 (28) + (29) + (30) + (31)	32	D		E		F

別記第4号様式

## 医療法人等に係る損益区分計算書

区 分		総 額 ② + ③ ①	内 訳	
			社会保険診療 ②	自由診療等 ③
収 入 金 額	医 療 総 収 入	1	円 a	円 b
	医療附随事業の収入	2		c
	その他の収入	3		d
		4		
	小 計	5		
医 療 原 価 等	医 療 直 接 費	6	f	g
	その他の一般管理費	7	h	i
	営業外経費	8	j	k
	小 計	9		
納 税 充 当 金 等 ( 按 分 率 イ )		10		
当 期 利 益 ・ 欠 損 (5) - (9) - (10)		11	A	B
				C

## 収入金額の区分計算明細書

### ○ 社会保険診療収入

科 目	金 額	科 目	金 額
健康保険法	円	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	円
国民健康保険法		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
高齢者の医療の確保に関する法律		麻薬及び向精神薬取締法	
船員保険法		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
国家公務員共済組合法		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	
防衛省の職員の給与等に関する法律		介護保険法 ※2	
地方公務員等共済組合法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ※3	
私立学校教職員共済法		難病の患者に対する医療等に関する法律	
戦傷病者特別援護法			
母子保健法			
児童福祉法 ※1		小 計	1
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		査 定 損 益 金	2
生活保護法(介護扶助のための介護は介護保険法の規定に準ずる) ※2		計(1±2)	a

### ○ 自由診療収入

労働者災害補償保険法等診療収入	円	受託技工、検査料等収入	円
自動車損害賠償補償法等診療収入		児童福祉法(社会保険診療に該当しないもの)	
自費診療収入		介護保険法(社会保険診療に該当しないもの)	
健康診断、予防注射等受託医療収入		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(社会保険診療に該当しないもの)	
その他の医療収入			
入院料、ベッド代等差額収入			
健康診断等証明収入			
患者、付添人食事代収入			
生産品等販売収入		計	b

※1 児童福祉法の規定に基づく【療育の給付】、【肢体不自由児通所医療】、【障害児入所医療】、【指定小児慢性特定疾病医療支援】に係る収入に限ります。

※2 介護保険法の規定に基づく【訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護】(介護予防も含む)、【介護保健施設サービス】、【介護医療院サービス】、【指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく【指定自立支援医療】、【指定療養介護医療】に係る収入に限ります。

別記第4号様式 付表2

○ その他の収入

医療 附 随 事 業 収 入		そ の 他 の 事 業 等 収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
利子・配当等収入	円	土地譲渡益等	円
電気・ガス等使用料収入		その他の事業収入	
不用品売却収入		国又は地方公共団体からの補助金等 (医療事業の経費補填・収用による補償金)	
事務取扱手数料			
その他の附随収入			
日用品販売収入		計	d
有価証券売却益		医療事業の収入金額に含めない収入	
償却資産売却益		福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の 使用料及び食事代収入(役員分は附随へ)	
雑収入		仕入割戻額	
		特定の補助金、助成金等(国庫補助金等 による圧縮記載相当額。限度額超は附随へ)	
		生命保険金・損害保険金(支払賠償相当額と 相殺された額。満期・解約返戻金は附随へ)	
		※各種引当金・準備金戻入額	
		還付金等(還付加算金は附随へ)	
計	c	計	e

※(注)「各種引当金・準備金戻入額」は、付表4の(36)欄で計算することとし、e欄に加算しないでください。

収入金額の合計 a+b+c+d+e
-------------------

○ 按分の基礎(按分率) ※(注)按分率は、小数点以下第5位を切り捨て、第4位まで求めます。

按分する科目等	算 式	基 礎 数 値	按分率
医療 直接費	医療総収入による場合	$\frac{a}{a+b}$	_____ (按分率ア) 0.
	診療実日数 (延患者数)による場合	$\frac{\text{社会保険診療実日数}}{\text{総診療実日数}}$	_____ (按分率ウ) 0.
その他の一般管理費、 営業外経費、納税充当金等	$\frac{a}{a+b+c}$	_____ (按分率イ) 0.	

### 医療原価等の区分計算明細書

○ 医療直接費

科 目	総額 ①	按分率 ②	内 訳	
			社会保険診療 ①×② ③	自由診療等 ①-③ ④
医療原価	円	/	/	/
医療直接給与・手当等		/	/	/
医療直接減価償却費		/	/	/
患者給食材料費		/	/	/
外注費		/	/	/
		/	/	/
		/	/	/
小 計		/	/	/
医療事業の収入金額に 含めない収入の経費相当額		/	/	/
合計(8)-(9)		(按分率ア又はウ) 0.	f 円	g 円

○ その他の一般管理費

専 属 経 費	事業税	円	/	/	円
	控除対象所得税額・ 道府県民税利子割額		/	/	/
	社会保険請求事務費		/	円	/
			/	/	/
			/	/	/
	小 計		/	/	/
	医療事業の収入金額に 含めない収入の経費相当額		/	/	/
	計(16)-(17)		/	/	/
医 療 共 通 経 費	その他給与・手当等		/	/	/
	その他の減価償却費		/	/	/
	共通一般管理費		/	/	/
	小 計		/	/	/
	医療事業の収入金額に 含めない収入の経費相当額		/	/	/
	計(22)-(23)		(按分率イ) 0.	h	i
合計(18)+(24)			h	i	

別記第4号様式 付表4

○ 営業外経費

科 目		総額 ①	按分率 ②	内 訳	
				社会保険診療 ①×② ③	自由診療等 ①-③ ④
営業外費用	支 払 利 息	26	円		
	貸 倒 ( 雑 ) 損 失 金	27			
		28			
	小 計	29	(按分率イ) 0.	円	円
	そ の 他 の 事 業 収 入 に 係 る 経 費	30			
		31	(区分又は按分率イ)		
	医 療 事 業 の 収 入 金 額 に 含 め な い 収 入 の 経 費 相 当 額	32			
	計(29)+(30)+(31)-(32)	33			
各種引当金・ 準備金	戻 入 額	34			
	繰 入 額	35			
	差引計(35)-(34)	36	(按分率イ) 0.		
特別損失	固 定 資 産 ・ 機 械 装 置 売 却 損	37			
	固 定 資 産 ・ 機 械 装 置 除 却 損	38	(按分率イ) 0.		
		39			
	小 計	40			
	医 療 事 業 の 収 入 金 額 に 含 め な い 収 入 の 経 費 相 当 額	41			
	計(40)-(41)	42			
	※ 査 定 損	43 ( )			
合計(33)+(36)+(42)	44		j	k	

※(注)「査定損」(43)欄は、付表1の社会保険診療収入の「査定損益金」(2)欄で減算することとし、(44)欄に加算しないでください。

医 療 原 価 等 の 合 計 (10)+(25)+(44)	45	円		円	円
-----------------------------------	----	---	--	---	---